

高等学校等就学支援金の対象は第3学年までのため、令和7年度の授業料免除を希望する方は、家計及び学業成績の基準を確認の上、必ず今回の予約採用にお申し込みください。

令和6年9月9日

3年生 各位

学 生 課 長

高等教育の修学支援新制度 令和7年度予約採用の募集について（予備回）（通知）

高等教育の修学支援新制度の令和7年度予約採用について、以下のとおり募集しますので、希望者は「4. 申請用書類配布期限」までに学生係で必要書類を受け取り、「7. 提出書類等」記載の期限までに必要な手続きを行ってください。

1. 対象学年 第3学年（全学科） ※令和7年度に第4学年に進級予定であるもの

2. 給付期間 令和7年4月から修業年限終期まで

3. 授業料等減免額及び奨学金給付月額

世帯の所得に基づく区分に応じ、授業料等減免及び奨学金給付が行われます。

区分	入学科減免額(見込)		授業料減免額(見込)		奨学金給付額(返還不要)	
	減免額	実負担額	減免額(年額)	実負担額(年額)	通学形態	月額
第Ⅰ区分	84,600円	0円	234,600円	0円	自宅通学	17,500円
					自宅外通学	34,200円
第Ⅱ区分	56,400円	28,200円	156,400円	78,200円	自宅通学	11,700円
					自宅外通学	22,800円
第Ⅲ区分	28,200円	56,400円	78,200円	156,400円	自宅通学	5,900円
					自宅外通学	11,400円
第Ⅳ区分	21,200円	63,400円	58,700円	175,900円	自宅通学	4,400円
					自宅外通学	8,600円

- ・入学科減免は、専攻科入学生及び4年次編入学生が対象です。
- ・商船学科4年生後期及び商船学科実習生の航海実習中は、自宅通学扱いとなります。通学形態の変更につきましては、採用後、別途連絡します。

4. 申請用書類配布期限 令和6年10月7日（月）

5. 家計の経済状況に関する基準

（第Ⅰ区分）学生と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）学生と生計維持者の収入が一定以下であること

（第Ⅳ区分）多子世帯（扶養される子供が3人以上の世帯）であり、学生と生計維持者の収入が一定以下であること

- ・家計基準の判定は、世帯構成、障害者の有無等を考慮し、日本学生支援機構で判定されます。
- ・家計基準に該当するかどうかは、日本学生支援機構HP上の進学資金シミュレーターで確認できます。（参考：日本学生支援機構 進学資金シミュレーター）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

6. 学業成績等に関する基準

以下の（1）または（2）のいずれかに該当する必要があります。

（1）学習成績が平均水準以上


（2）将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、学習意欲を有すること

- ・学習成績が平均水準を満たしているかどうかは、学校で判定します。平均水準以上に満たない場合は、学習意欲等の確認のため、後日、レポートの提出または面談等を実施します。

7. 提出書類等

スカラネット（インターネット）での入力と、必要書類を日本学生支援機構と学校に提出する手続きがありますので、期限までに行ってください。

【スカラネットでの入力】

スカラネット入力	入力方法	スカラネットにアクセスし、入力 (スカラネットURL) https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/ 識別番号入力用ユーザID : 707006 識別番号入力用パスワード : r58nz5ae	
	入力期限	令和6年10月18日(金)	

【必要書類の提出】

日本学生支援機構提出	提出書類	① マイナンバー提出書 ② マイナンバー番号確認書類 (学生本人及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類の写し) ③ 学生本人の身元確認書類
	提出方法	『「マイナンバー提出書」のセット』同封の提出用封筒にて郵送 (郵便局窓口で、簡易書留により郵送してください)
	提出先	〒100-8685 日本郵便株式会社 銀座郵便局 私書箱205号 TOPPANエッジ株式会社内 独立行政法人日本学生支援機構 奨学金申込等マイナンバー受付窓口
	提出期限	スカラネット入力後、 1週間以内

学校提出	提出書類	④ 給付奨学金 確認書〔様式1〕 ⑤【該当者のみ】給付奨学金案内(高等専門学校3年生向け) P21に記載の書類
	提出方法	郵送で学生係に提出
	提出・問合せ先	〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1 広島商船高等専門学校 学生課学生係 TEL 0846-67-3023
	提出期限	令和6年10月18日(金)

8. 備考

(1) 高等教育の修学支援新制度の支援対象となるには、日本学生支援機構の「給付奨学金」に申請し、採用されることが必要です。本制度の支援対象となった場合、「授業料等減免」と日本学生支援機構からの「給付奨学金」を受けることができます。

(2) この奨学金は、卒業後に返還の義務はありません。ただし、奨学金の交付開始後も半期ごとに適格認定があり、学業不振等の場合には交付を打ち切ることがあります。

また、懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合には、認定の取り消し又は一定期間認定の効力が停止されます。その場合、奨学金給付が行われないばかりでなく、該当期間の授業料免除も行われず、追加で授業料の徴収が発生します。また、交付済みの奨学金についても、返還していただくことがあります。

(3) 他の給付奨学金を受給している学生は、併用受給制限にご注意ください。

(4) 本制度は「給付奨学金」と「授業料減免」が一体となった制度のため、「授業料減免」を希望する場合は、必ず「給付奨学金」に申し込む必要があります。「授業料減免」のみを希望する場合は、「給付奨学金」に申し込んだのち、「給付奨学金」の支給停止手続きを行ってください。

(5) 既に日本学生支援機構第1種奨学金の貸与を受けている方が給付奨学金の支給を受けることとなったときは、第1種奨学金の貸与月額が制限されます。詳細については以下HPをご覧ください。

(参考：令和2年度以降採用の給付奨学金と併せて受ける場合の貸与月額)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>